

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県双葉郡川内村

2. 構造改革特別区域の名称

川内村教育特区

3. 構造改革特別区域の範囲

福島県双葉郡川内村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

川内村は、福島県双葉郡の中西部に位置し、東は富岡町・楡葉町、西は田村市、南はいわき市、そして北は都路町、双葉郡大熊町に接しており、北から南には雄大な阿武隈山地が連なる緑豊かな村である。当村では、このような豊かな自然の利を生かし「きのこまつり」や「川内高原新そばまつり」を開催するなど、観光客を積極的に誘致している。また、文化的にも当村とゆかりのある詩人・草野心平から蔵書 3,000 冊を寄贈されたのを機に文庫建設に着手し、昭和 41 年 7 月 16 日には天山文庫が落成した。それを記念して、毎年 7 月には「天山まつり」を開催するなど、村民の文化的関心は高い。

しかしながら、昨今では、「過疎化」や「農業後継者不足」、さらに「高齢化」・「少子化」と、それに伴う「小学校の統廃合」などの問題があり、本村の教育振興・地域活性化が緊急の課題となっている。特に「高齢化」・「少子化」に関しては、65 歳以上の人口は、昭和 55 年の 570 人から、平成 12 年の 1,014 人へと増加の一途を辿り、平成 19 年には 1,098 人、平成 24 年には 1,161 人と増加を続けていくと予想される。それと反比例するように、昭和 55 年以降、0～14 歳人口の減少は著しく、昭和 55 年、910 人であった 0～14 歳人口は、平成 12 年には 475 人へと急激に減少している。今後、平成 19 年には 390 人、24 年には 315 人へと、減少を続けていくと予想している。したがって現在、本村の子供達は保育園から高校まで少人数の固定化した人間関係になってしまい、将来コミュニケーション能力の発育に不安が残る。またこのような人間関係は一度

こわれると修復することがむずかしく、その結果不登校になるケースも見られる。現に、平成 13 年度までは 0 人であった不登校生は、平成 14 年度、15 年度は各 1 名、平成 16 年度には 2 名となっている。更に不登校傾向の者は年々増加傾向にあり、今後不登校者の増加が懸念される。

また村内には、製造業・土木業・建設業などの企業があるが、現在の経済状況下では新たな企業や工場を誘致することは困難であり、「少子化」・「高齢化」・「過疎化」により、労働力の確保もまた難しい状況である。例えば、昭和 55 年と平成 12 年の村内就業者総数を比較してみると、2,208 人から 1,682 人へと減少している。（【年齢構成の推移】【村内就業者総数】は「第三次川内村総合計画」による）

当村では、このような状況を改善するため、「第三次川内村総合計画」を作成し、以下、諸問題を洗い出し、整理し、課題の解決を図ることとする。

新たな教育問題

当村においても、不登校生徒・中途退学者が増加傾向にある。他地域からの力を借りず、本村独自の教育支援を行っていく必要がある。

人口流出

若年層の人口流出が続いている現在、定住を促進するためには、教育・文化など生活における利便性の向上を図る必要がある。

少子化・高齢化

出生数の減少から若者定住化促進事業に着手し、結婚・出生祝金の支給制度を確立したが、今後は様々な子育て支援を行っていく必要がある。

国際化・情報化

経済・文化等、現在の日本は様々な分野での国際交流が進展しつつある。このため当村でも国際交流を盛んにし、村民の国際理解を深める必要がある。

一方、情報通信技術の進歩や情報産業の発展などにより情報基盤が整備されてきている。そのため、当村でも各種行政の IT 化、情報公開を奨める必要がある。

転入者の受け入れ

都会の殺伐とした生活に疲れ、Iターン・Uターンの転入者も見られるようになってきた。今後も積極的に転入者を受け入れるために、村営住宅の整備など居住地の確保にも前向きに検討することが必要である。

価値観の変化

「物から心の豊かさへ」・「量から質へ」と価値観の変化により、自らの生活を見直す人々が増えている。そのため、生涯にわたり学習できる村づくりが必要である。

新しい村民活動

ボランティア活動や民間の非営利団体による諸活動は当村でも盛んになりつつある。村民の自主性を高め、民間活動の持つ柔軟性等の長所を活かす環境づくりが必要である。

公立学校統廃合

「川内小学校」の開校に伴って、3 つの小学校の校舎が廃校となった。跡地利用を地

域住民に有益なものにするため、利用方法を考える必要がある。

以上のように、本村の教育振興・地域活性化の目的を遂行するには、川内村特有の緑豊かな自然や文化的財産を生かし、村民一人一人が生きる喜びを見い出すことが重要である。そのためには、ボランティア活動などを通じ、自己中心的な考えにとらわれない公共の福祉を尊重する学校教育・人材育成が重要であると考えている。

また近年、福島県内においても不登校生徒が増加しており、平成 15 年度、不登校の小中学生は 1,870 人を数えるまでになっている。当村においても、小中高を問わず不登校生徒は増加傾向にある。不登校に至る理由は様々であると言われているが、当村においては、固定化された集団での不適応、あるいは集団生活そのものに対する嫌悪感といったものなどが推測される。こうした不登校の生徒に対しては、全日制課程・学年制という今までとは異なった学習環境、つまり通信制課程・単位制の学習環境のもと、後期中等教育を受ける機会を与えることが必要であると考えられる。また、学校カウンセラーの派遣や個別適応指導など、村独自で早急な対策を進めていかなければならない。

その一方で、高等学校を卒業することに意義を感じず、高校へ進学したものの中途退学してしまふ生徒も増加傾向にある。しかしながら高校中途退学者の多くは、再び就学を希望しているのが実情である。これらの生徒に対し、川内村にいながらにして就学の機会を提供し、それぞれの将来に希望が持てるよう再出発の手助けをすることは、教育的に意義深いことである。

このような現状は、当然本村だけのことではなく、双葉郡内および福島県内でも同様であると言える。ところが、福島県を本拠とした通信制（単位制）高等学校は、県立郡山萌世高等学校と私立尚志高等学校の 2 校のみである。尚、県立郡山萌世高等学校においては、現在約 1,100 名の生徒が在籍しており、これは通信制（単位制）高等学校に対する地域社会のニーズの大きさを物語っている。また、当村南部に位置し、県の代表都市であるいわき市においては、県内の通信制高等学校ではなく関東圏の通信制高等学校へ入学しているという実態もある。

このように、通信制高等学校へのニーズが高まってきている地域に位置する本村に、株式会社立の通信制（単位制・広域）高等学校を開校することが、本村の教育力の向上につながるものと確信している。

したがって、教育活動・文化活動・健康増進活動等を推奨するとともに、不登校生徒を対象とした教育活動の実践経験がある学校設置会社経営による通信制（単位制・広域）高等学校を村内へ誘致することが望ましいと判断した。それにより、認定カウンセラーによるカウンセリングや個別指導等を充実させることで不登校生・中途退学者等の心のケアを図ることになる。また、特色ある集中スクーリングの実施により、生徒・保護者・地域住民に様々なプログラムも提供することができる。このことにより、一般の生徒もより多くの刺激を受け、広い視野を持つことが期待できる。このように、通信制高等学校を設置することで教育振興を図り、当村の教育をレベルアップすることができる。さらに、廃校を活用することにより、教養・文化のシンボルである公有財産を維持し、過疎化に歯止めをかけ、さらなる教育振興・地域活性化につなげるための教育

特区計画を実行するものである。

5 . 構造改革特別区域計画の意義

川内村においては、教育特区による地域活性化により、以下の成果を期待するものである。

不登校生徒に対する教育のレベルアップ

- 自然豊かな当村で集中スクーリングを実施することで、不登校・引きこもり状態にある生徒へ心の癒しと安らぎを与えることができる。
- 同じ境遇の生徒と定期的な交流を図ることで、多くの新たな友人をつくる機会を提供することができる。
- 個人を尊重する指導体制と特色あふれるカリキュラムによって、それぞれの生徒が将来的に自立できるように支援することができる。

中途退学者に対する就学機会の提供

- 挫折感を抱いている生徒に対して、安心して入学できる再出発の高等学校を提供することができる。
- 単位制であるため、既修得単位を有効活用し、効率かつ継続的に卒業を目指すことができる。
- 農業体験実習、実務・就労・自然体験学習、資格取得講座などにより、中途退学によって一度は見失いかけている将来の目標を再度考えさせ、新たな進路を切り開くためのサポートをすることができる。

集中スクーリングによる教育振興

- 村外より学生・関係者が流入することにより、同世代間のみならず、様々な世代との新たな人間関係を築くことができる。
- 集中スクーリング時に、ボランティア活動・自然体験活動などをカリキュラムの一環として積極的に実施することで、人材育成に寄与するなど、当村より新たな教育振興のモデルが創出される。
- 資格取得講座や実務経験を卒業単位の一部（規定内とする）として認定することで、地域社会だけでなく、現代社会に有為な人材の育成が図られる。
- 多様な人材の流入・育成により地域力の底上げ、活性化が図られ、新たな産業の創出・誘致が見込まれる。

廃校を活用した教育的事業による地域住民の教養向上

- 特別活動（カリキュラム以外）としても村有財産である校舎を活用する。具体的には、村民も対象とした著名人の講演会や社会教育活動、その他各種行事を実施し、地域住民の文化的関心・教養を向上させる。

学校設置会社からの定期的な貸付料の納入

- 本件の校地校舎（旧村立川内第二小学校）を学校設置会社の自己所有とせず、村の財産として保有したまま、有償で貸付することにより新たな歳入が見込まれる。

雇用創出による地域活性化

- 学校設置会社による通信制（単位制・広域）高等学校の設立・経営維持のために教職員・事務員・警備員などの雇用が期待できる。
- 廃校を再活用する際、カリキュラムに適合した教室に内装をリフォームする。その際、地域企業に受注が見込まれる。

以上のように、本件教育特区の実施は、川内村固有の資源と、学校設置会社である株式会社コーチング・スタッフのノウハウとの協同事業により、教育的・文化的な側面において有益である。

また、本件特別区域計画の意義を遂行するにあたり、通信制（単位制・広域）高等学校へは、以下の基本的な教育目標を確実に達成させる。

環境変化の著しい現代社会において、生涯にわたり学び続ける意欲と能力を育成する。
自己の能力や個性を把握し、自らの進路を主体的に選択することができる能力を育成する。

国際社会において、多様な価値観をもつ他者と、積極的に関わることのできるコミュニケーション能力を育成する。

バランスのとれた言語能力・論理的数学的能力・社会的能力（ソーシャルスキル）を育成する。

農業や林業などの体験学習・実務的な学習から、自然・社会・人間との関係を適切に把握できる能力を育成する。

文学・音楽・美術などの文化的な興味・関心を深め、自己表現能力を育成する。

あらゆる活動の基盤となる、心身ともに健康な人材を育成する。

6．構造改革特別区域計画の目標

川内村においては、少子化・高齢化・過疎化、また、それに伴う地域産業の停滞と労働力確保の困難など、課題が山積する。その中でも教育における、「不登校」、「中途退学者」への支援は、とりわけ早急な解決策をとらなければならない問題である。

全国的に少子化というキーワードが注目されている昨今ではあるが、不登校生徒の数はあいかわらず増加傾向にある。これは福島県内でも例外ではなく、双葉郡および当村でも不登校生徒は存在する。これらの生徒にとっては、週5日制の学校生活を送ることは困難で、全日制高等学校に入学することはむずかしい。また仮に入学することができたとしても、卒業を迎えることなく中途退学となる可能性が高い。近年、県立の全日制高等学校においても教育改革がなされている。

なかでも独自に弾力的なカリキュラムを実践し、生徒個々の能力に合わせた個別対応をスローガンに掲げている、新しいタイプの全日制高等学校もできている。しかしながら、この新しい学校を本当に待ち望んでいた不登校生徒は高倍率のため、入学選考に漏れるというのが実態である。そのため、行き場所を失い、高校進学をあきらめてしまう生徒が村内にも存在する。

これら生徒に対して、安心して通学することができる学校と、卒業までの3年間で生徒の自立につながる教育の支援を実現させることが必要であると考える。

そこで教育特区を活用し、教育環境の改善と、教育を核とした地域活性化を目指すものである。具体的には、通信制（単位制・広域）高等学校を設置することにより、集中スクーリング時に多くの村外生徒が当村を訪れることになり、新たな人的交流と地域社会を担う人材の育成を図る。スクーリングにおいては、ボランティア活動、実務・就労・自然体験、資格取得講座といった科目を卒業単位の認定（規定内）するカリキュラムにより、新しい教育振興を目指すのである。

ボランティア活動

村内民間非営利団体等との協同により、デイサービスセンターや障害者（児）施設における介護体験等を行う。ボランティア活動は、「ボランティア1」・「ボランティア2」・「ボランティア3」・「ホームヘルパー講座」・「介護福祉入門」・「救命救護」・「カウンセリング学」等のカリキュラム（総合的な学習の時間を含む）において学習する。

実務・就労・自然体験

農林業・土木業・製造業・水産業・観光業など、当村に既存する諸企業および団体との協同により、農業・植樹などの実習、企業経営に関する実習、川内や我が国の伝統工芸に対する興味・関心を深める実習、また当村の名所見学などを行う。これら実務・就労・自然体験に関しては、「コミュニケーション」・「ビジネスマナー」・「天体観測」・「フィッシング」・「アウトドア初級」・「農業実習1」・「農業実習2」・「商業体験1」・「商業体験2」等のカリキュラム（総合的な学習の時間を含む）において学習する。

資格取得講座

資格取得講座を開講し、実用英語技能検定や日本漢字能力検定をはじめ、ホームヘルパー、情報処理検定、手話技能検定、救命救護など、各種、公的・民間資格を取得することを目指す。

また、生徒個人が取得している資格や、就労経験などが本件設置高等学校においての修得単位として適切であると判断した場合は、卒業単位数として認定していく。その際は、認定するに相応しいと判断した科目へ振り替え認定することとする。

資格取得講座は、「国語」「外国語」「情報」等の教科と、「ボランティア1」「ボランティア2」「ボランティア3」「ホームヘルパー講座」「介護福祉入門」「救命救護」等の「総合的な学習の時間」において学習する。

以上の「ボランティア活動」、「実務・就労・自然体験」、「資格取得講座」は卒業単位の認定する。そのことにより、生徒に他者への理解や確かな職業観を身につけさせる。また、幅広くそれ

それぞれにおける専門家や、村民に協力と指導を仰ぐ。このような教育を展開することが可能な通信制（単位制・広域）高等学校と地域社会との協同により、新たな教育振興を期待する。

本計画は以上のことを前提に、既に一定の教育経験と生徒確保能力のある学校設置会社による通信制（単位制・広域）高等学校を誘致して、村の目標を達成する。

学校の設置主体に関しては、「学校設置会社による学校設置事業（816）」、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820）」の特例を適用する。教育特区により地域活性化を図るため、新たな株式会社立の通信制（単位制・広域）高等学校を設立し、村民との協力の下、教育による地域活性化を図るものである。

尚、本件、学校設置会社による通信制（単位制・広域）高等学校では、公立・私立全日制課程・定時制課程・通信制課程のいずれにおいても対応が困難であると思われる者を積極的に受け入れていく。募集における具体的な生徒像は、教育の機会を逸していると思われる高校中退者やフリーター・ニートと呼ばれる若年層、また、不登校生徒や様々な理由で進路変更を余儀なくされている者、さらにスポーツや芸能を中心に活躍する者など、これから社会の一員として働かなければならない人材である。基本理念は先述のような、多様な価値観をもつ生徒に、新たな選択肢と学ぶ場を提供することとする。

7. 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

地域社会と学校設置会社による通信制（単位制・広域）高等学校との協同事業によって、地域の活性化を促進することは、過疎化・少子化・高齢化に苦慮する他の地方自治体に対しても、一つのモデルとなり、地域社会はもとより社会的・経済的にも大きな効果があると思われる。

学校設置による社会的効果

本件、学校設置会社による通信制（単位制・広域）高等学校では、基本理念を「多様な価値観をもつ生徒に、新たな選択肢と学ぶ場を提供すること」としている。

現在、公立・私立を問わず、全日制課程・定時制課程・通信制課程のいずれの高等学校においても対応が困難であると思われる者がいる。具体的には前述のように、高校中退者をはじめ、フリーター・ニートと呼ばれる選択肢を限られた若年層、また、不登校生徒や様々な理由で進路変更を余儀なくされている者など、教育の機会を逸していると思われるこれから社会の一員として働かなければならない人材が、現状に不満を抱きながらも行動できず、将来に夢や希望を持たずにいる。マスコミなどの情報によれば、その数は年々増加し、社会問題になりつつある。そのような若年層に、自己を見つめ直し、自己実現を図る学びの場（実務・就労体験等による）と、他者とのコミュニケーションの場（ボランティア活動・体験活動等による）とを提供する。さらに、高等学校卒業資格を取得させることにより、将来の進路選択の可能性を広げ、様々な問題を抱えた若者が、社会的に有為な人材となる。

また、このような若者が当村を訪れ、同世代に止まらず地域住民と共に活動することにより、地域に刺激がもたらされる。その結果、様々な教育活動・社会活動が行われることが期待される。

	在籍数	卒業見込み数
平成 17 年度(現在)	-	-
平成 18 年度(見込み)	1,000 名	300 名
平成 19 年度(見込み)	1,500 名	500 名
平成 20 年度(見込み)	2,000 名	700 名

学校設置による経済的効果

学校設置会社による通信制（単位制・広域）高等学校を設立・経営維持するために教職員をはじめ、事務員・警備員など、新たな雇用が見込まれる。

また、本件の校地校舎（旧村立川内第二小学校）を有償貸付することによって、定期的な歳入が生まれる。

	職員雇用（地元）
平成 18 年度(見込み)	10 名
平成 19 年度(見込み)	15 名
平成 20 年度(見込み)	20 名

集中スクーリングにより数多くの生徒や家族、またその関係者が当村を訪れることになる。その結果、そうした人々の日常的な消費需要が生まれる。具体的には、飲食や宿泊による収入、学習教材・書籍の購入費などである。さらに、それに伴う村営・民営による周辺施設、さらに商業店舗や地域産業の活性化なども見込まれる。

	集中スクーリング参加見込み	当村への民間需要規模 (スクーリングのみ)
平成 18 年度(見込み)	1,000 名	10,000 万円
平成 19 年度(見込み)	1,500 名	15,000 万円
平成 20 年度(見込み)	2,000 名	20,000 万円

8 . 構造改革特別区域の事業の名称

- 学校設置会社による学校設置事業（816）
- 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（820）

9 . 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 特になし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例処置の内容

別紙（特定事業番号：816）

1．特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 コーチング・スタッフが設置する通信制高等学校

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4．特定事業の内容

事業に関する主体

株式会社 コーチング・スタッフ

設置位置

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分 143 番地

設置時期

平成 18 年 4 月 1 日

事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

株式会社 コーチング・スタッフを通信制(単位制・広域)高等学校の設置主体として認める。

5．当該規制の特例措置の内容

川内村に存在する教育上の特別なニーズ

昨今、県内においても不登校生徒が増加しており、平成 15 年度、不登校の小中学生は 1,870 人を数えるまでになっていると各メディアが報じている。この不登校生徒に関する問題は、当村においても例外なことではなく、小中高を問わず不登校生徒は年々増加傾向にある。同世代人口の少ない当村では、新しい人間関係を築くことは難しく、人間関係を修復するための心の

ケアが必要不可欠である。

また集団で生活することに意義を感じず、自ら引きこもる生徒もあり、学校カウンセラーの派遣や個別での適応指導など村独自で早急な対策を進めなければならないと考えている。しかしながら、現状として解決を図るための具体的方策はなく、生徒の自立支援が十分に行われているとは言い難い。そこで、本計画を実施し、通信制（単位制・広域）高等学校を設置することにより、居場所を失いつつある不登校生徒や集団生活不適應者が安心して通学することができる学校を提供するのである。

また、高等学校へ進学したものの中途退学してしまうケースも増加傾向にある。この高校中途退学者の多くが、再び就学を希望しているというのも実情である。これら生徒に対しては、それまでとは異なった環境で後中等教育を受ける機会を与えることがますます必要になってきている。そこで、川内村にいながらにして就学の機会を提供し、それぞれの将来に希望が持てるよう再出発の手助けをすることは、教育的に意義深いことであり、通信制高等学校の設置によって達成されるものである。

このように通信制高等学校に対する地域社会のニーズは近年高まっており、その証拠として、福島県立郡山萌世高等学校には、約 1,100 名の生徒が在籍している。

したがって、通信制高等学校への期待が大きくなっている現状下において、株式会社立の通信制（単位制・広域）高等学校を本村に設置開校することが、本村の教育力の向上につながると確信している。

さらに、この通信制（単位制・広域）高等学校の設置により、平成 15 年度に策定した「第三次川内村総合計画」の「人と大自然が共に輝き、健康で文化の漂う活力のある村」という将来像へ大きく前進するものと考えている。

このような当村へ通信制（単位制・広域）高等学校を設置することによって、以下の具体的事項が実現されると考える。

1、不登校生徒に対する教育のレベルアップ

- 自然豊かな当村でスクーリングを実施することで、心の癒しと安らぎを与える。
- 同じ境遇の生徒との交流から、新たな友人をつくる機会を提供する。
- 個人を尊重する指導の継続により、生徒の自立支援をする。
- 村内公立学校教職員に対し刺激を与える。

2、中途退学者に対する就学機会の提供

- 単位制により、効率的に卒業を目指す
- 農業体験実習、実務・就労・自然体験学習、資格取得講座などにより、進路開拓につなげる。

3、集中スクーリングによる教育振興

- 村外生徒と村内の中高生との意図的交流を図る。

- 幅広く村民と触れ合う機会となるボランティア活動、実務・就労体験、資格取得講座などのカリキュラム（卒業単位に認定）を実践する

上記 1～3 は、様々な問題を抱えた生徒に、他者への理解や自己実現をもたらし、社会構成員としての力を身につけさせるものである。

4、職業教育の実践

- 村内民間非営利団体等との協同により、デイサービスセンターや障害者（児）施設における介護体験等のボランティア活動を行う。
- 実務・就労体験において、農林業・土木業・製造業・水産業・観光業など、当村に既存する諸企業との協同を図る。
- 農業・植樹などの実習、企業経営などに関する実習を行う。
- 伝統工芸に対する興味・関心を深める実習、また当村の名所見学などを行う。
- 資格取得講座を開講し、卒業単位として認定する。

上記 4 は、生徒に他者への理解や確かな職業観を身に付けさせることに繋がる。また、幅広く村民に協力と指導を仰ぎ、定期的に交流することで、生徒・教職員に止まらず、村民の日常生活にも少なからず好影響を与える要因となると判断した。

さらに、株式会社設置による通信制（単位制、広域）高等学校という観点から言えば、これからの社会を担う生徒に、確かな職業観や働くことの意義や喜びを、きめ細かく指導することが可能である。

このような事情を考慮すると、本村が前述 1～4 の内容を実現するためには、不登校経験者・高等学校中途退学者に対して二十数年の指導実績を持つ、株式会社コーチング・スタッフによる通信制（単位制・広域）高等学校という提案が最も望ましいものである。したがって、「学校設置会社による学校設置事業」の特例により学校を設置することが適切であると判断した。

尚、下記の諸理由により、株式会社コーチング・スタッフを当該学校設置会社にする事とした。

株式会社コーチング・スタッフの設置する学校が適切であると認めた理由等

株式会社コーチング・スタッフは、小中学校在学期間中に不登校を経験した生徒や、高等学校へ進学したものの途中で挫折し退学を余儀なくされた生徒たちを対象とした、民間教育機関である東京文理学院高等部（1992 年開校）および聖進学院（1981 年開校）を経営している。これら 2 校は、いずれもフリースクールのような小規模校ではなく、各学年 100 名以上の生徒が在籍する、学年・クラスが明確な学校スタイルを採用している。また、意図的・計画的に編成されたカリキュラムのもと、週 5 日、高校生に対する教科指導および生徒指導に従事している。教育環境の目まぐるしく変化し続ける現代社会において、絶えず生徒のニーズに対応し、このような教育活動を 20 年以上継続してきた株式会社コーチング・スタッフには、卓越した生徒指導能力・教育ノウハウが存在すると判断した。

また、上記 2 校以外にも、同コーチング・スタッフグループ内では、生徒の心のケアを目的とした、NPO 法人東京教育カウンセリング研究所を設立し、「各種学校へのカウンセラー派遣」、「教職員のカウンセリング研修の充実」など、教育環境の向上に努めている。

このように株式会社コーチング・スタッフは、不登校や中途退学した生徒の立場に立ち、それぞれの将来に希望が持てるよう再出発の手助けをする教育活動に長年携わり、屈指の指導実績を残していると言える。また、20 年以上も事業を維持しているということから、経営的にも安定していると判断し、本件の設置母体として相応しいと確信した。したがって、今回はこの株式会社コーチング・スタッフを持つ教育ノウハウを最大限活用することが必要不可欠である。

また当村の特別なニーズを理解し、それに合致する教育を実行することも可能であり、それが適切かつ効果的であると下記の各理由から判断したので、当該学校設置会社による学校を設置することとしたい。

(1) 一定の条件

資産要件としての学校の校地・校舎については、廃校となった村立小学校を適正な対価で有償貸付することとし、平成 17 年 4 月 28 日に村議会および当村協議会の承認も得ている。また今回「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)」として認定の申請をしている。その他に必要な運営財産、校舎リフォーム等については、株式会社コーチング・スタッフが準備金として 5,000 万円を用意したとの報告を受けている。

学校を経営する役員について、代表役員は、過去 22 年間にわたり、株式会社コーチング・スタッフの役員として東京文理学院や聖進学院等の民間教育機関の経営に直接携わっている。また学校法人渋谷外国語専門学校の理事長としても手腕を発揮しているため、十分な知識と経験があるものと判断できる。また、当該役員は過去 36 年間の教員生活を経て、東京都公立学校の学校長を歴任し、社会的信望があるものと認められる。

(2) 情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類(貸借対照表, 損益計算書, 営業報告書) 業務状況書類を株式会社コーチング・スタッフが設置する学校において、書類作成中の期間を除いて公開することとしている。これらの書類は毎年度末現在で作成され、6 月 20 日以降は公開が可能となる。

また学校の内部・授業の様子等は、学校を公開する際の一定の安全対策(受付での確認等)を講じた上で、常に公開すると共に、定期的にオープンスクール等を実施して一般に公開し、また、ホームページ等を活用して本校に関する情報を公開する。

(3) 地方公共団体による評価

川内村は村独自の私立学校審議会を設置するが、この審議会では最低年 1 回の私立学校評価を書類面および実地面で実施することとする。また、経営面と教育面を含んだ評価の内容は、

広く社会一般に公表することとしている。

(4) セーフティーネット

学校の経営破綻などが生じた場合のセーフティーネットについては、認可者である村長の責任で実施することとしている。その方法としては、村の内部にあらかじめ担当者を決め、近隣所在の通信単位制高等学校の転入学に関する情報収集、協力要請を行う。

また、万一学校経営に著しい支障を生じた場合は、川内村内部に専門の窓口を設け、他校への転入学希望を聴取し、転入学の可能な学校に関する情報収集・指導が行えるようにする。尚、学校設置会社においては、同様の通信制（単位制・広域）高等学校と責任を持って受け入れ指導にあたる旨の協定を締結することとしている。

(5) 審議会

川内村では、村独自の私立学校審議会を設置し、行政の適正性・公正性・専門性を確保することとする。その委員構成は、私学関係者を幼・小・中高から3名、村議会から1名、教育関係有識者2名の計6名としている。

この川内村私立学校審議会は、特区計画が認定され次第、第1回の会合を開催し、学校の設置認可を審議することとしている。学校の設置認可を認めた場合は、直ちに生徒募集に入ることとなる。

別紙（特定事業番号：820）

1．特定事業の名称

820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 コーチング・スタッフが設置する通信制高等学校

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4．特定事業の内容

事業に関する主体

株式会社 コーチング・スタッフ

設置位置

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分 143 番地

設置時期

平成 18 年 4 月 1 日

事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

この特定事業の適用を受け、校地・校舎の自己所有を要しないものとして、土地貸借により通信制（単位制・広域）高等学校を設置する。開設は平成 18 年 4 月を予定し、高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育環境整備・教職員採用等の開校に必要な準備を進める。

また、学校を村民に開放し、集会所として有効活用するほか、通信制課程特有のカリキュラムにより講演会なども村民同席のもと実施される予定である。このような学習カリキュラムによる生徒と村民の体験と学びから地域活性化を図る。

5. 当該規制の特例措置の内容

川内村に存在する教育上の特別なニーズ

川内村では、平成 18 年 4 月に通信制（単位制・広域）高等学校の開設を予定し、学校設置に取り組むことにしている。これまでも当村は、114 年にわたって村民生活の向上を目指して様々な施策を展開してきた。しかしながら、これらの計画とは裏腹に少子化・高齢化・過疎化がますます進行している。また村民の生活も「物質的な充足」から「心の豊かさ」・「生活の質的向上」へと大きな変化が起きている。さらに、国際環境の変容や産業構造の改革が進み、山間部の当村においても大きな転換期を迎えている。このような状況下の当村においては、高齢者、障害者を含めた村民一人一人が、緑豊かな川内の自然の中で生きる喜びを見出し、また、ボランティア活動などを通じ、「人と人」、「人と自然」とが共生することの意味を知る人材育成こそが最大のテーマであると考えている。

以上のような事情を考慮すると、当村の政策実現のためには、長年教育に携わり多くの実績を残してきた株式会社コーチング・スタッフの提案が最も望ましいものである。

再チャレンジの機会提供と個々の生徒の自己実現達成を通じて、教育再生地域として村民参加型の教育活動を実践することにより、村民地域活動の活性化を目指す。これを実現するために「学校設置会社による学校設置事業（816）」の特例により、学校を設置することが適切であると判断した。

校地を自己所有しない理由

川内村においては、高齢化社会に伴い、村内における少子化が急速に進んだため、平成 16 年 3 月に 3 つの村立小学校を 1 つに統合し、新しく村立川内小学校として生まれ変わった。そのため、児童減から使用しなくなった旧川内第一小学校・旧川内第二小学校および旧川内第三小学校の廃校跡地活用問題は、当村および学校周辺地域住民において重要な課題となった。村議会等で協議を重ねた結果、利活用計画の公募を行い、旧川内第三小学校はグリーンツーリズムとして有効活用し、旧川内第二小学校は、今回の特区申請によって学校設置会社経営の通信制（単位制・広域）高等学校を村外から誘致することに決定した。

小学校施設は運動会や文化祭など周辺地域住民とともに歩んできたため、村の教養・文化のシンボルでもある。したがって、できるだけ現状を残して使用し続けること、さらに同校が地域住民をも対象とした著名人の講演会や各種学校行事も実施することを希望しており、通信制（単位制・広域）高等学校設置後も、村民が安心して利用訪問できることなどを考慮すると、適正価格での有償貸与が村にとってより有益であると判断した。

以上のような理由から、本件の校地校舎を学校設置会社の自己所有とせず、村の財産として保有したまま有償貸与することとした。

学校設置会社は、貸付契約後にカリキュラムに適合した教室への内装リフォームを希望しているが、株式会社コーチング・スタッフが用意した準備金 5,000 万円により、教育・施設等の

充実を図ることは十分である。なお、貸与期間は 20 年としているが、更新も予定しており当該学校設置会社に長期的に涉り使用される見込みであるため、学校の継続性や安定性については問題がないと村では判断している。